

# 平成28年度 第4回 西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 平成28年7月20日（水） 午後2時21分から午後2時43分まで

2. 場所： 西宮市役所 東館803会議室

3. 出席者：

## 【委員】（12名）

（会長）	1番	吉田 昭光
（会長職務代理者）	2番	坂口 文孝
（委員）	5番	岡田 義治
	6番	茶谷 勝視
	7番	大前 輝雄
	8番	松本 俊治
	9番	森畑 義明
	10番	奥村 幸弘
	11番	丸 幸良
	12番	松田 秀夫
	13番	二本松 義人
	14番	高田 孝

## 【事務局】

（事務局長）	増尾 尚之	（産業文化局長）	田村 比佐雄
（主査）	吉田 順二	（産業部長）	部谷 昭治
（副主査）	銭田 広之		
（副主査）	東 孝二		

4. 欠席者： 0名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第7号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件  
<審議結果：承認>

【報告第14号】 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

【報告第15号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第16号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第17号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容：

午後2時21分 開始

議 長

委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議 長

異議なしとのことでございますので、2番 坂口委員と、12番 松田委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第7号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書1ページをお願いいたします。議案第7号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」でございます。【議案書朗読】

議案内容についてご説明いたします。生産緑地として指定されております本申請地の農業の主たる従事者であった方が、ご病気の後遺症により、平成25年7月1日より農業に従事することができなくなり、農地を維持することが困難になったため、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、農業委員会に対し、申請者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。なお、発病から年数が経過しておりますが、現在に至るまでは、親族や知り合いの方に草刈等をお願いして農地を維持しておられたとのことで、7月7日の現地調査により現況を確認しております。

以上で議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いいたします。丸委員、お願いします。

丸 委員

議案第7号についてご説明いたします。議案書の地図6ページから8ページにかけて、3箇所ございます。添付の地図からお解かりのとおり、地図番号1-1につきましては、阪神高速の西宮山口南入口からすぐのところにあります。また地図番号1-2につきましては、県道有馬山口線の山口町中野の交差点から東へ45メートルのところにあ

ります。また地図番号1-3につきましては、さくらやまなみバスの金仙寺口バス停から北東へ120メートルのところにあります。これらの農地は、耕作地として適正に管理されています。事務局から説明がありましたように、本人は耕作できず、身内の方が農地をきれいにされております。

以上で地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 なければ、議案第7号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくことにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号につきましては、証明書を交付することといたします。

それでは、これより報告案件に入ります。まず、報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございます。【議案書朗読】

当該届出は、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたのでご報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。  
続きまして、報告第15号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告第15号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございます。議案書3ページをご覧ください。【議案書朗読】

本申請地については市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたのでご報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(質問意見なし)

議長

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。  
続きまして、報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございます。議案書4ページをご覧ください。【議案書朗読】

以上2件とも、農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたのでご報告いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同

(質問意見なし)

議長

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。  
続きまして、報告第17号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

報告第17号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございます。【議案書朗読】

現地調査及び関係委員の皆様への確認の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(質問意見なし)

議長

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。  
それでは、本日より予定いたしておりました案件はすべて終了いたしましたので、これを持ちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時43分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

\_\_\_\_\_ (印)

(委員)

\_\_\_\_\_ (印)

(委員)

\_\_\_\_\_ (印)